

伊勢市公報

第407号
令和4年10月20日
木曜日

目次

	頁
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	2
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	4
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	5
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	6
○ 都市公園の供用開始について	7
監査委員公表	
○ 令和3年度定期監査等結果に対する措置状況について	8
○ 令和3年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	12

伊勢市告示第 154 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 10 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 9 月 9 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	2 台
計			2 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 4 年 10 月 13 日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 19 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第 49 号 奨学生の決定について

伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 202 回総会を次のとおり招集します。

令和 4 年 10 月 6 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 4 年 10 月 17 日（月）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 71 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 72 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 4 年 10 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
鹿海第 2 公園	伊勢市鹿海町字円坊 1443 番 43	99

供用開始の期日 令和 4 年 10 月 13 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市監査委員公表第6号

令和3年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年10月12日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	吉井	詩子

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【公益社団法人 伊勢市観光協会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
観光振興課 観光誘客課	①市が主導し事業費の100%を負担している事業がある。こうした事業のなかには、委託事業とすることが適当なものがあると考え。費用対効果も含め、事業の内容に応じて、適切に執行するよう、整理していただきたい。	「実施中」 今後の事業予算化前の事前協議の際には、事業目的及び事業内容について市としての費用対効果も含め総合的に検討・判断し、適切に事業の執行を進めて参ります。

【沼木まちづくり協議会、明倫地区まちづくり協議会、神社地区まちづくり協議会、修道まちづくり会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	①交付金が目的どおりに活用されているか、実績報告書及び決算書等を経理関係書類により十分に照査し、適切に指導していただきたい。	「実施中」 当課職員及び地区担当職員（管理職職員）において、まちづくり協議会が交付金を目的に沿って適切に活用しているかを適宜把握し、助言・指導を行っています。 また、各まちづくり協議会においても、監事を置き、適切な審査をしています。

【認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
認定特定非営利活動法人ときわ会 藍ちゃんの家	①市に提出された収支予算書と収支決算書とで、収入及び支出項目のまとめ方が異なっている。予算と決算を対比できるよう、項目を統一する等、様式を整理していただきたい。 ②銀行口座や経理簿が、他の事業と分けられていない。仕様書で求めるとおり、当該事業に係る収支の内容を容易に確認できるよう、工夫していただきたい。	「措置済み」 収支決算書の支出項目の見直しを行うとともに、摘要欄に支出内容を記載することにより、予算と決算の対比ができるように整理を行いました。 「措置済み」 口座や経理簿を事業ごとに分けることは困難であるため、経理簿に事業を記載する欄を設けることにより、当該事業に係る収支の内容が確認できるようにしました。

伊勢市監査委員公表第5号

令和3年度定期監査等結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年10月12日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

定期監査等結果に対する措置状況

【環境生活部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
市民交流課	（１）中止した講演会の講師報酬について、キャンセル料として当初の報酬額と同額を支出している事例があった。契約書もなく支出金額の根拠が不明確である。中止の場合の対応について契約書に明記するべきと考えるので、検討いただきたい。	「措置済み」 講師依頼時に、報酬額やキャンセル料について事前協議し、契約事項として明記した契約書を取り交わすよう改めます。
戸籍住民課	（１）各支所では、通常は職員３名で事務にあたっているが、日によっては２名となるため、来庁者を長時間待たせる場合がある。業務と人員のバランスを考慮していただきたい。	「検討中」 支所は職員１名、会計年度任用職員２名の３名体制で行っており、現状では最適な人数であると考えています。ただし、支所間では来庁者数にかなりバラツキもあり、長時間来庁者を待たせるケースがあることも認識していますので、今後の支所の統廃合問題にあわせて検討していきます。
人権政策課	（１）人権教育推進連絡協議会への委託費については、各協議会が行う事業に対して市が費用を負担するものであり、負担金として支出することが適当と考えるので検討いただきたい。	「実施中」 令和４年度中に負担金へ移行するための準備を行い、令和５年度から負担金とします。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
福祉生活相談センター	（１）市民からの相談件数は把握しているが、相談者数を把握していない。その把握は、費用対効果や事業効果の判断に必須であると考えられる。検討いただきたい。	「措置済み」 令和４年度から、集計シートを改訂し、相談者数及び延相談件数（継続支援件数）の把握を行っています。
保育課	（１）小俣子育て支援センターは、保育所ゆりかご園の所管となっており、園長が支援センター長を兼務している。同支援センターは、園と	「検討中」 単独の責任者の配置については、今後の保育士採用計画に影響いたしますので、子育て支援センター長の業務量も踏まえ、関

	<p>は別の場所に設置されている。安全管理の観点から、また、緊急時のことを想定した場合、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。</p>	<p>係部署と協議し検討してまいります。</p> <p>なお、現在の施設運営は、国の示す基準以上の人員配置を行い、緊急時に備えて、月1回の避難訓練、年4回の防犯訓練を実施、その他に小俣保健センターの総合訓練に参加するなど有事に備えております。今後も、安全にご利用していただくように努めてまいります。</p>
--	---	---

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
商工労政課	<p>(1)労働福祉会館の使用料の収納事務を令和3年4月1日から委託し、その旨を4月20日に告示している。法律では告示の時期について規定していないが、速やかに行うべきと考える。法律の趣旨に沿って、適切に処理していただきたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>令和4年度においても労働福祉会館の使用料の収納事務を4月1日から委託したところですが、その旨4月5日に告示いたしました。</p>
観光振興課	<p>(1)飲食店・宿泊施設応援事業について、2か年にわたる事業として協定を締結しており、負担金を初年度で一括して支出している。今後、同様の事業を行う際は、複数年の事業として適切な予算措置と精算を行っていただきたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>今のところ、同様の事業の具体的な予定はございませんが、類似事業を実施する際には、事業の内容や予算措置方法などについて慎重に検討を進め、適切な予算措置と精算方法により進めてまいります。</p>

【都市整備部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
監理課	<p>(1)宇治山田港湾整備促進協議会からNPO法人へ、船の製作費の補助金を支出している。この財源については、市から協議会への負担金として支出しているが、本来、市からNPO法人へ直接支出すべきものとする。今後は、市のチェック機能が働くよう、負担の方法を検討いただきたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>負担方法の検討をするとともに、支出先に対して用途目的が確認できる資料の提出を求めるなど、市としてのチェック機能が働くよう努めます。</p>

住宅政策課	(1)住宅新築資金貸付事業について、貸付の契約書が定期的に確認されていない。重要な書類であり、定期的な確認を行っていただきたい。	「措置済み」 未納者 111 件について、契約書の確認作業を行いました。 今後も、年 1 回、契約書の確認を行うこととします。
-------	--	---

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
学校教育課	(1)学校で生じた事故等については、事例を共有するとともに、適切な指導を行い、すべての学校で再発防止に努めていただきたい。	「実施中」 事例を共有するとともに、再発防止文書の発送や校長会等での注意喚起をしています。
小中学校	(1) 学校内で現金の紛失があり、再発防止策としてマニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められている。しかしながら、このような場合、保管する書庫の鍵の取替も検討されるべきだったと考える。	「措置済み」 該当の耐火書庫の鍵については、取替修繕を行いました。今後も適切な管理に努めます。

工事監査

【鎌地田橋橋梁修繕工事】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
基盤整備課	(1) 出来形管理、品質管理について、本工事の施工計画書は、三重県が発行する三重県公共工事共通仕様書で求める内容を充足しているものの、基準が定められていない工種も見受けられた。適切な施工管理を図るため、各工種の基準作成を検討いただきたい。また、施工計画書は手順書にあたるものであり、進捗に合わせて段階的な見直しを図るよう努めていただきたい。	【実施中】 出来形管理、品質管理については、共通仕様書に記載されている以外の工種についても適切な管理が行えるよう施工計画書へ記載していきます。 工事の進捗に合わせた施工計画書の見直しを図り、内容に変更が生じた時点で施工計画書の変更を行っていきます。